

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………一
- ……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十八の二第一項に規定する知事が別に定める方法……………一
- ……………(環境局都市地球環境部総量削減課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………三
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 貸金業法による行政処分(二件)……………五
- ……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………五
- 家畜人工授精師の登録……………五
- ……………(産業労働局農業振興事務所振興課)……………五
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………五
- ……………(建設局河川部指導調整課)……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………六
- 開発行為に関する工事完了……………七
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………七
- 障害者支援施設の施設整備及び運営事業者の公募……………八
- ……………(福祉保健局障害者施策推進部居住支援課)……………八

### 告示

- 東京都江東通勤寮の運営事業者の公募……………(同)……………九
- 東京都豊島通勤寮の運営事業者の公募……………(同)……………九
- 東京都立川通勤寮の運営事業者の公募……………(同)……………一〇
- 東京都町田通勤寮の運営事業者の公募……………(同)……………二〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二二
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二二

#### ●東京都告示第千四百九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき大井一丁目南第1地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称  
大井一丁目南第1地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十六年十月十六日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
品川区大井一丁目及び二丁目各地内
- 四 事務所の所在地  
品川区大井一丁目三十四番十一号
- 五 設立認可の年月日  
平成二十六年十月十六日
- 六 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで

#### 七 公告の方法

組合事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。

#### 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十六年十一月十四日

#### ●東京都告示第千四百十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号。以下「規則」という。)第四条の十八の二第一項の規定により、平成二十二年から始まる削減計画期間(以下「第一期」という。)の基準排出量(以下「第一期基準排出量」という。)を決定している事業所について、平成二十七年から始まる削減計画期間(以下「第二期」という。)の最初に適用される基準排出量(以下「第二期基準排出量」という。)を改めて定める場合において用いる知事が別に定める方法(以下「基準排出量改定方法」という。)を次のように定める。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号。以下「条例」という。)第五条の十三第一項第一号又は第二号アの規定に基づき第一期基準排出量を決定している場合(条例第五条の十四第二項の規定に基づき第一期基準排出量に変更された場合を除く。)の基準排出量改定方法は、次に掲げる方法のうち特定地球温暖化対策事業者が選択するものとする。

ア 次の量を第二期基準排出量とする方法

第一期基準排出量の算定に当たり規則第四条の十七第一項又は第二項の規定により特定地球温暖化対策事業者が選択した各年度の特定温室効果ガス排出量について、第二期に適用される算定方法及び排出係数を用いて算定した量の平均の量(選択した年度が二箇年度である場合において、当該二箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でない)と知事が特に認める年度があるときにあっては、当該年度を除く一箇年度について第二期に適用される算定方法及び排出係数を用いて算定した量)

$$X = A \times \frac{B}{C}$$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

- X 第二期基準排出量
- A 第一期基準排出量の算定に当たり規則第四条の十七第一項又は第二項の規定により特定地球温暖化対策事業者が選択した各年度の特定温室効果ガス排出量について、第二期に適用される算定方法及び第一期に適用される排出係数を用いて算定した量の平均の量
- B 平成二十五年度の特定温室効果ガス年度排出量について、第二期に適用される算定方法及び排出係数を用いて算定した量
- C 平成二十五年度の特定温室効果ガス年度排出量について、第二期に適用される算定方法

及び第一期に適用される排出係数を用いて算定した量

二 条例第五条の十三第一項第二号イに基づき第一期基準排出量を決定している場合(条例第五条の十四第二項に基づき第一期基準排出量が変更された場合を除く。)の基準排出量改定方法は、次に掲げる方法のうち特定地球温暖化対策事業者が選択するものとする。

ア 次の式により第二期基準排出量を算定する方法  
 $X = A \times 1.21$

この式において、X及びAは、次の値を表すものとする。

- X 第二期基準排出量
- A 第一期基準排出量

イ 次の式により第二期基準排出量を算定する方法  
 $X = A \times \frac{B}{C}$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

- X 第二期基準排出量
- A 第一期基準排出量
- B 平成二十五年度の特定温室効果ガス年度排出量について、第二期に適用される算定方法及び排出係数を用いて算定した量
- C 平成二十五年度の特定温室効果ガス年度排出量について、第二期に適用される算定方法及び第一期に適用される排出係数を用いて算定した量

三 条例第五条の十三第二項の規定に基づき知事が認める方法により基準排出量を決定している場合(条例第五条の十四第二項の規定に基づき第一期基準排出量の変更された場合を除く。)の基準排出量改定方法は、一又は二に規定する方法に準じた方法として知事が認める方法とする。

四 条例第五条の十四第二項に基づき第一期基準排出量が変更された場合の基準排出量改定方法は、次の式により第二期基準排出量を算定する方法とする。

$$X = Y \times \frac{D}{E}$$

この式において、X、Y、D及びEは、次の値を表すものとする。

- X 第二期基準排出量
- Y 一から三までに規定する方法のうち、第一期基準排出量が変更されなかったと仮定した場合に適用される方法において、「第一期基準排出量」を「第一期の最初の変更前の基準排出量」と読み替えて当該方法を用いたときの第二期基準排出量
- D 第一期の最後の変更後の基準排出量であつて、状況の変更があつた日の属する年度の翌年度の基準排出量
- E 第一期の最初の変更前の基準排出量(選択した年度が二箇年度である場合において、当該二箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でない)と知事が特に認める年度があるときにあ

五 一から四までの場合において、第二期から特定温室効果ガス排出量の算定の対象から除外される建物があるときは、一から四までの規定にかかわらず、一から四までに規定する方法により算定した第二期基準排出量から当該建物に係る特定温室効果ガス排出量の減少量を減じた量を第二期基準排出量とする。

●東京都告示第千四百一十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十六日

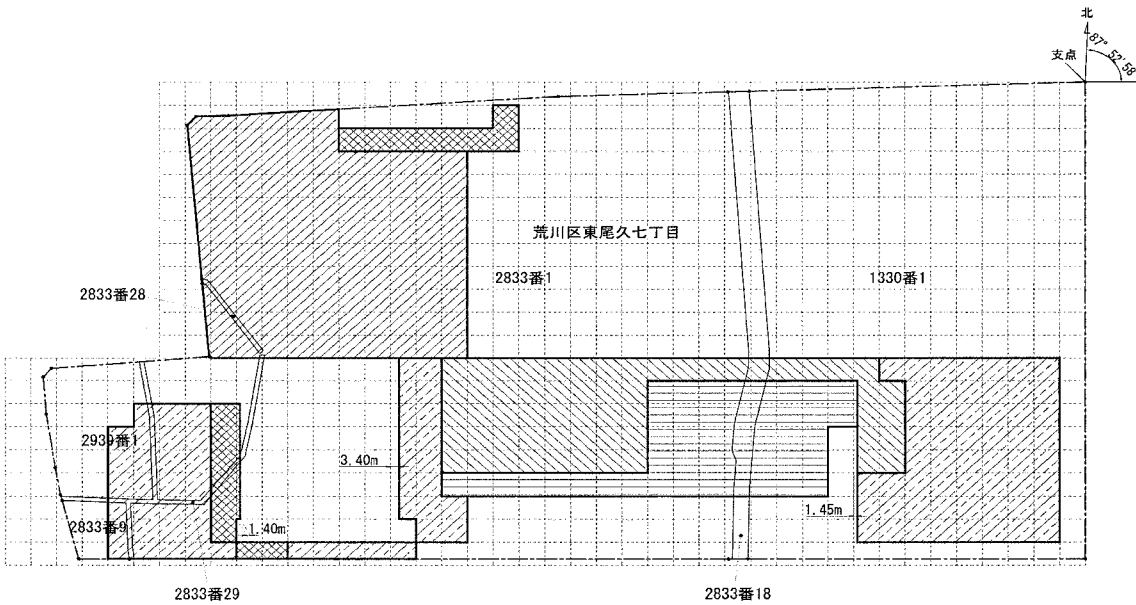
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（荒川区東尾久七丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・二・ジクロロエタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】  
支点は、荒川区東尾久七丁目1330番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 87度52分58秒  
格子の回転角度は、支点を通り、東方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
  - ▧ : 形質変更時要届出区域 (平成25年東京都告示第1484号により指定した区域)
  - ▩ : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第297号により指定した区域)
  - : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第859号により指定した区域)
  - ▬ : 形質変更時要届出区域 (平成26年東京都告示第986号により指定した区域)
  - : 単位区画境界線
  - : 敷地境界
  - : 筆境界
  - : 調査対象地

●東京都告示第千四百十二号

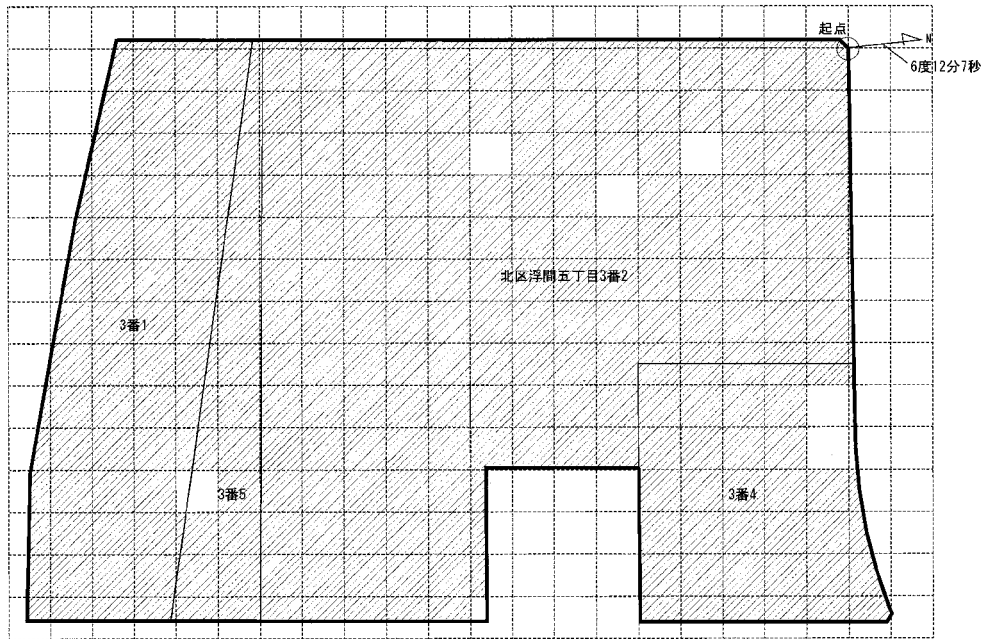
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区浮間五丁目内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

別図



- 凡例
- 形質変更時要届出区域
  - 単位区画
  - 筆境界線
  - 敷地境界線

〈起点〉  
起点は、北区浮間五丁目3番2の最北端とする。

〈格子の回転角度：6度12分7秒〉  
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百十三号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号又は名称 株式会社アピック

(二) 氏名（法人の場合） 成田 喜東  
表者氏名

(三) 主たる営業所の所在地 港区赤坂一丁目三番三号 T I F R O N Tビル四階

(四) 登録番号 東京都知事(1)第〇一六一一号

(五) 登録年月日 平成二十六年三月六日

二 処分年月日 平成二十六年九月二十六日

三 処分の内容 業務の全部（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に应ずる業務及び都知事が特に必要と認めた業務を除く。）を停止する。

四 業務停止期間 平成二十六年十月三日から同年十二月三十一日まで（九十日間）

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第千四百十四号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分

について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 商号又は名称 淡路総業株式会社

(二) 氏名（法人の場合） 石原 広文  
表者氏名

(三) 主たる営業所の所在地 港区六本木二丁目四番七号 ユテリオ六本木一四〇一号 パレスト

(四) 登録番号 東京都知事(3)第三〇五八六号

(五) 登録年月日 平成二十五年二月二十八日

二 処分年月日 平成二十六年九月二十六日

三 処分の内容 登録の取消し

四 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第一号  
法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第千四百十五号

家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年東京都規則第九十七号）第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録したので告示する。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第七百八十九号 平成二十六年 府中市新渡部 章 牛 家畜人工授精の業務

九月十八日 七十七番 地の二十

四

●東京都告示第千四百十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を、平成二年東京都告示第三百五十六号により指定された区域に追加し、次のとおり指定する。

この関係図書は、平成二十六年十月十六日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都西多摩建設事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 区域の名称

奥多摩町原地区（2）

二 区域の範囲

次に掲げる土地に存する標柱十七号から標柱十九号までを順次結んだ線及び平成二年東京都告示第三百五十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域（別図のとおり）

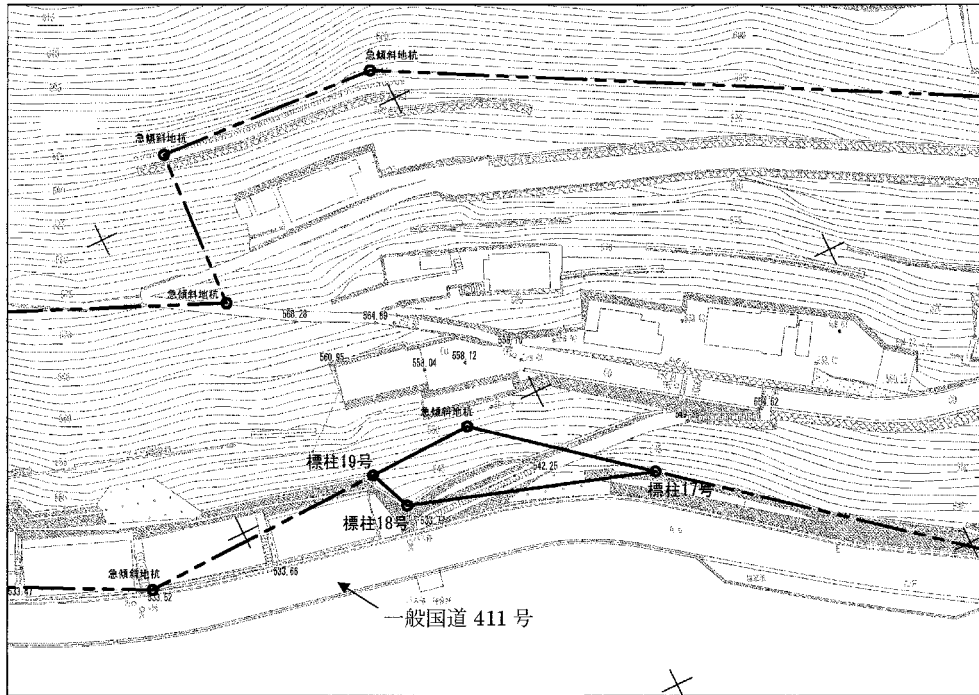
西多摩郡奥多摩町原  
二二一番三 十七号  
二七一番四 十八号  
二七一番一 十九号

別 図

西多摩郡奥多摩町原地区 (2)

急傾斜地崩壊危険区域

西多摩郡奥多摩町原地内



公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オアシスの会

三 代表者の氏名

塚田 由美子

四 主たる事務所の所在地

東京都三鷹市井口五丁目一番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して保育施設の運営に関する事業を行い、子育てを支援し、多様な保育ニーズに応え、もって地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Smile up

<p>三 代表者の氏名 辰 由加</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市南大沢三丁目九番地一―四〇四</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、傾聴についての普及・啓発に関する事業、傾聴カウンセラーの育成・養成及びその支援に関する事業、傾聴カウンセラーの認定試験の実施及び技能認定に関する事業、カウンセリング事業、親子関係・家族関係等についての相談・支援に関する事業、うつ病予防及び自殺防止のための支援に関する事業、障害者・うつ病患者等に対する社会参加の促進のための支援に関する事業、高齢者・障害者等の就職困難者に対する就労についての支援に関する事業を行い、健康・福祉の増進及び雇用機会の拡充を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人三日月</p> <p>三 代表者の氏名 河本 真由美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区上荻四丁目十四番四十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、介護又は看護のスタッフが常駐し、家族</p>	<p>の介護に依存する必要のない体制を整えた障害者支援施設を運営し、医療ケアを必要とする重度の身体障害者及びその家族双方が心身ともに安定出来る居場所を提供すると共にその体制を維持し続けることの出来るスキルの高い介護又は看護スタッフの育成を行うことにより様々な不安を抱える重度の身体障害者の家族が安心して死を迎えられ、且つ、その後も障害当事者が人としての尊厳を保って生活を送る事ができる環境を提供することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コーラスドットジェイピー</p> <p>三 代表者の氏名 富樫 弘</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区清水町十一番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、音楽・絵画・福祉の分野で、社会的に意義のある、あるいは社会的問題解決に寄与する、あるいは一般市民に利便性をもたらす公益性のあるサービスを、ウェブ・アプリケーション・プログラム(通称 アプリ)を、最新のインターネット技術を駆使し独自にシステム開発し、一般市民が無償で利用できる事業に取り組み、もって芸術と福祉の分野の情報化を推進する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チーム2020サポーターズ</p> <p>三 代表者の氏名 原山 美智江</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋茅場町三丁目七番十一号 コンシエリア四〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の高齢化社会現象を鑑み、および安倍政権におけるアベノミクス成長戦略「女性が輝く日本」に同調し、シニアあるいは女性、若者の個人個人のライフスタイルに合わせ、これまで培った経験や技術・スキル・ノウハウ・人脈などを集約してシナジー効果を生み出し活用すること、さらには技術の取得・向上の支援、雇用の場の提供など、現実社会に呼応するシニア・女性・若者を支援し、社会貢献的な意義のある活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人三日月</p> <p>三 代表者の氏名 河本 真由美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区上荻四丁目十四番四十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、介護又は看護のスタッフが常駐し、家族</p>	<p>の介護に依存する必要のない体制を整えた障害者支援施設を運営し、医療ケアを必要とする重度の身体障害者及びその家族双方が心身ともに安定出来る居場所を提供すると共にその体制を維持し続けることの出来るスキルの高い介護又は看護スタッフの育成を行うことにより様々な不安を抱える重度の身体障害者の家族が安心して死を迎えられ、且つ、その後も障害当事者が人としての尊厳を保って生活を送る事ができる環境を提供することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コーラスドットジェイピー</p> <p>三 代表者の氏名 富樫 弘</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区清水町十一番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、音楽・絵画・福祉の分野で、社会的に意義のある、あるいは社会的問題解決に寄与する、あるいは一般市民に利便性をもたらす公益性のあるサービスを、ウェブ・アプリケーション・プログラム(通称 アプリ)を、最新のインターネット技術を駆使し独自にシステム開発し、一般市民が無償で利用できる事業に取り組み、もって芸術と福祉の分野の情報化を推進する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チーム2020サポーターズ</p> <p>三 代表者の氏名 原山 美智江</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋茅場町三丁目七番十一号 コンシエリア四〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の高齢化社会現象を鑑み、および安倍政権におけるアベノミクス成長戦略「女性が輝く日本」に同調し、シニアあるいは女性、若者の個人個人のライフスタイルに合わせ、これまで培った経験や技術・スキル・ノウハウ・人脈などを集約してシナジー効果を生み出し活用すること、さらには技術の取得・向上の支援、雇用の場の提供など、現実社会に呼応するシニア・女性・若者を支援し、社会貢献的な意義のある活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人三日月</p> <p>三 代表者の氏名 河本 真由美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区上荻四丁目十四番四十二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、介護又は看護のスタッフが常駐し、家族</p>	<p>の介護に依存する必要のない体制を整えた障害者支援施設を運営し、医療ケアを必要とする重度の身体障害者及びその家族双方が心身ともに安定出来る居場所を提供すると共にその体制を維持し続けることの出来るスキルの高い介護又は看護スタッフの育成を行うことにより様々な不安を抱える重度の身体障害者の家族が安心して死を迎えられ、且つ、その後も障害当事者が人としての尊厳を保って生活を送る事ができる環境を提供することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コーラスドットジェイピー</p> <p>三 代表者の氏名 富樫 弘</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都板橋区清水町十一番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、音楽・絵画・福祉の分野で、社会的に意義のある、あるいは社会的問題解決に寄与する、あるいは一般市民に利便性をもたらす公益性のあるサービスを、ウェブ・アプリケーション・プログラム(通称 アプリ)を、最新のインターネット技術を駆使し独自にシステム開発し、一般市民が無償で利用できる事業に取り組み、もって芸術と福祉の分野の情報化を推進する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年九月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チーム2020サポーターズ</p> <p>三 代表者の氏名 原山 美智江</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区日本橋茅場町三丁目七番十一号 コンシエリア四〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、我が国の高齢化社会現象を鑑み、および安倍政権におけるアベノミクス成長戦略「女性が輝く日本」に同調し、シニアあるいは女性、若者の個人個人のライフスタイルに合わせ、これまで培った経験や技術・スキル・ノウハウ・人脈などを集約してシナジー効果を生み出し活用すること、さらには技術の取得・向上の支援、雇用の場の提供など、現実社会に呼応するシニア・女性・若者を支援し、社会貢献的な意義のある活動を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

開発区域又は工区に 許可を受けた者の 金 子 博

東京都多摩建築指導事務所長

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

含まれる地域の名称 住所及び氏名

立川市栄町二丁目三十九番一	立川市栄町四丁目十三番地三	株式会社バナホーム多摩	代表取締役 木寺 敬史
八王子市片倉町六百三十一番一及び同番二十四の各一部	八王子市並木町三番二十号	福南地所株式会社	代表取締役 田中 弘章
あきる野市草花字花ノ岡千二百番一、同番四、千百十四番五、千百十五番四から同番六まで、千百十七番一の一部及び同番八から同番十一まで	あきる野市草花千百十七番イ号地		笹本 和敏
	あきる野市草花千百十二番地一		笹本 明彦
東大和市上北台三丁目三百六十七番二及び三百六十八番一	東大和市上北台一丁目四番地の十七	株式会社クライスコーパーション	代表取締役 丸身 忠
あきる野市湖上字開戸上二百二十七番、二百二十八番及び二百二十九番二の各一部	あきる野市湖上二百二十六番地		沖倉 春夫
武蔵村山市本町三丁目五番三、同番四及び六番四	西東京市芝久保町四丁目二十六番三号	株式会社東栄住宅	代表取締役 西野 弘
三鷹市中原一丁目九百三十七番七、九百八十三番一、同番二、同番四、同番五及び九百八十四番一の各一部	港区赤坂二丁目九番十一号	伊藤忠都市開発株式会社	代表取締役 寺坂 晴男
三鷹市新川二丁目二百十二番五、二百十五番一及び二百十六番三	武蔵野市境二丁目二番二号	株式会社飯田産業	代表取締役 兼井 雅史
西東京市緑町二丁目二千四百八十三番三	小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十		誠賀建設株式会社

東久留米市下里一丁目千百十五番の一部及び同番地先	千代田区内神田一丁目十八番十四号	株式会社季組	代表取締役 大澤 一隆
西東京市北原町三丁目二千六百六十九番、二千六百七十番一、二千六百七十一番一、二千六百七十二番三、二千六百七十六番三、二千六百八十番三、二千六百八十九番三及び同番四	中央区日本橋室町三丁目一番二十号	三井不動産レジデンシャル株式会社	代表取締役 藤林 清隆
府中市本町四丁目十八番四の一部、同番十、同番十四及び同番十五	山梨県上野原市上野原二十六番地	株式会社角屋ハウジング	代表取締役 秦 孝延
三鷹市大沢五丁目千二十一番三の一部、同番九、同番十三及び同番十六	新宿区新宿四丁目三番十七号	株式会社新日本建物	代表取締役 池田 友彦
府中市白糸台六丁目二十三番五、同番六並びに同番七及び同番八の各一部、同番二十一並びに二十六番十七	西東京市東伏見三丁目六番十九号	タクトホーム株式会社	代表取締役 山本 重穂
府中市美好町三丁目四十六番三、同番九、同番四十四及び同番四十八から同番五十八まで	武蔵野市境二丁目二番二号	株式会社飯田産業	代表取締役 兼井 雅史

代表取締役 加賀美 誠

一 公募の趣旨

現在、指定管理者により管理・運営を行っている東京都東村山福祉園について、児童福祉法の改正への対応に伴い、障害者支援施設と福祉型障害児入所施設に分割することとし、障害者支援施設については、社会福祉法人の自主性や創意工夫を活かした、弾力的かつ効率的な施設運営を実現し、利用者サービスの向上を図ることを目的に、民間移譲することとし、運営事業者の公募を行う。

なお、移譲に当たっては、当該運営法人が都所有地の貸付けを受けて、新たに建物を整備することとする。

二 運営施設

(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条の施設入所支援、生活介護、短期入所及び地域のサービスマネジメントを踏まえた生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の通所事業を運営する施設とする。

(二) 定員 八十人

三 新たに整備する都所有地の概要

(一) 地番 東京都東村山市萩山一丁目三十五番一

(二) 貸付敷地面積（予定） 九千五百六十六・三七平方メートル

四 応募者の資格

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に基づき設立された社会福祉法人で、同法に基づく第一種社会福祉事業の運営実績を有し、施設入所支援、生活介護、短期入所及び地域のサービスマネジメントを踏まえた生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の通

障害者支援施設の施設整備及び運営事業者の公募について

障害者支援施設を設置運営する事業者を選定するため、次のとおり事業者の公募を行う。

平成二十六年十月十六日



所事業に意欲を有し、施設整備、事業の安定的運営を図る能力、資力等を有する者であること。

ただし、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)別表に掲げる排除措置の対象者のうち一号から六号までに該当するものは応募資格を有しないものとする。

五 申込方法

東京都障害者支援施設整備・運営事業者公募要項により、応募申込書類及び計画書類を提出すること。

なお、同要項は、八の受付場所で配布する。

六 公募要項の配布期間

平成二十六年十月十六日(木曜日)から同月二十三日(木曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)で定める休日を除く。

七 受付期間

応募申込書類の受付は、平成二十六年十月十七日(金曜日)から同月二十三日(木曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。

また、計画書類の受付は、平成二十六年十二月八日(月曜日)から同月十二日(金曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。

八 受付場所

東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課(東京都庁第一本庁舎二十六階中央)  
電話 ○三(五三二〇)四一五九

東京都江東通勤寮の運営事業者の公募について

東京都江東通勤寮を設置運営する事業者を選定するため、次のとおり事業者の公募を行う。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公募の趣旨

現在、指定管理者により管理・運営を行っている東京都江東通勤寮について、弾力的かつ効率的な施設運営を実現し、利用者サービスの向上を図ることを目的として、当該施設の貸付けを受け、自ら施設設置主体となって運営する民間の事業者を公募する。

二 運営施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条の自立訓練(宿泊型自立訓練)の事業を運営する施設とする。

三 所在地

東京都江東区牡丹三丁目二十五番六号

四 施設規模

- (一) 定員 三十人
- (二) 建物構造 鉄筋コンクリート造
- (三) 延べ床面積 七百六十・〇二平方メートル

五 応募者の資格

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に基づき設立された社会福祉法人で、同法に基づく第一種社会福祉事業の運営実績があり、自立訓練(宿泊型自立訓練)の事業運営に意欲を有し、事業の安定的運営を図る能力、資力等を有する者であること。

なお、改正前の社会福祉法に規定されていた旧知的障害者通勤寮の運営実績がある場合は、応募を認める。

ただし、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)別表に掲げる排除措置の対象者のうち一号から六号までに該当するものは応募資格を有しないものとする。

六 申込方法

東京都江東通勤寮運営事業者公募要項により、応募申込書類及び計画書類を提出すること。

なお、同要項は、九の受付場所で配布する。

七 公募要項の配布期間

平成二十六年十月十六日(木曜日)から同月二十三日(木曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)で定める休日を除く。

八 受付期間

応募申込書類の受付は、平成二十六年十月十七日(金曜日)から同月二十三日(木曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。

また、計画書類の受付は、平成二十六年十一月二十五日(火曜日)から同月二十八日(金曜日)までの午前九時三十分から午後五時までとする。

九 受付場所

東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課(東京都庁第一本庁舎二十六階中央)  
電話 ○三(五三二〇)四一五七

東京都豊島通勤寮の運営事業者の公募について  
東京都豊島通勤寮を設置運営する事業者を選定するため、次のとおり事業者の公募を行う。

平成二十六年十月十六日  
 東京都知事 舛 添 要 一

一 公募の趣旨  
 現在、指定管理者により管理・運営を行っている東京都豊島通勤寮について、弾力的かつ効率的な施設運営を実現し、利用者サービスの向上を図ることを目的として、当該施設の貸付けを受け、自ら施設設置主体となつて運営する民間の事業者を公募する。

二 運営施設  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条の自立訓練（宿泊型自立訓練）の事業を運営する施設とする。

三 所在地

東京都豊島区西巢鴨四丁目二十二番十一号

四 施設規模

(一) 定員 三十人

(二) 建物構造 鉄筋コンクリート造

(三) 延べ床面積 八百三十一・二三平方メートル

五 応募者の資格

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に基づき設立された社会福祉法人で、同法に基づく第一種社会福祉事業の運営実績があり、自立訓練（宿泊型自立訓練）の事業運営に意欲を有し、事業の安定的運営を図る能力、資力等を有する者であること。

なお、改正前の社会福祉法に規定されていた旧知的障害者通勤寮の運営実績がある場合は、応募を認める。  
 ただし、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号）別

表に掲げる排除措置の対象者のうち一号から六号までに該当するものは応募資格を有しないものとする。  
 六 申込方法  
 東京都豊島通勤寮運営事業者公募要項により、応募申込書類及び計画書類を提出すること。  
 なお、同要項は、九の受付場所で配布する。

七 公募要項の配布期間

平成二十六年十月十六日（木曜日）から同月二十三日（木曜日）までの午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）で定める休日を除く。

八 受付期間

応募申込書類の受付は、平成二十六年十月十七日（金曜日）から同月二十三日（木曜日）までの午前九時三十分から午後五時までとする。  
 また、計画書類の受付は、平成二十六年十一月二十五日（火曜日）から同月二十八日（金曜日）までの午前九時三十分から午後五時までとする。

九 受付場所

東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課（東京都庁第一本庁舎二十六階中央）  
 電話 ○三（五三二〇）四一五七

東京都立川通勤寮の運営事業者の公募について  
 東京都立川通勤寮を設置運営する事業者を選定するため、次のとおり事業者の公募を行う。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公募の趣旨  
 現在、指定管理者により管理・運営を行っている東京都立川通勤寮について、弾力的かつ効率的な施設運営を実現し、利用者サービスの向上を図ることを目的として、当該施設の貸付けを受け、自ら施設設置主体となつて運営する民間の事業者を公募する。

二 運営施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条の自立訓練（宿泊型自立訓練）の事業を運営する施設とする。

三 所在地

東京都立川市柴崎町四丁目十一番十五号

四 施設規模

(一) 定員 三十人

(二) 建物構造 鉄筋コンクリート造

(三) 延べ床面積 八百九十五・八〇平方メートル

五 応募者の資格

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に基づき設立された社会福祉法人で、同法に基づく第一種社会福祉事業の運営実績があり、自立訓練（宿泊型自立訓練）の事業運営に意欲を有し、事業の安定的運営を図る能力、資力等を有する者であること。

なお、改正前の社会福祉法に規定されていた旧知的障害者通勤寮の運営実績がある場合は、応募を認める。  
 ただし、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号）別

表に掲げる排除措置の対象者のうち一号から六号までに該当するものは応募資格を有しないものとする。

六 申込方法

東京都立川通勤寮運営事業者公募要項により、応募申込書類及び計画書類を提出すること。

なお、同要項は、九の受付場所で配布する。

七 公募要項の配布期間

平成二十六年十月十六日(木曜日)から同月二十三日(木曜日)までの午前九時三十分から午後五時までのとする。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)で定める休日を除く。

八 受付期間

応募申込書類の受付は、平成二十六年十月十七日(金曜日)から同月二十三日(木曜日)までの午前九時三十分から午後五時までのとする。

また、計画書類の受付は、平成二十六年十一月二十五日(火曜日)から同月二十八日(金曜日)までの午前九時三十分から午後五時までのとする。

九 受付場所

東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課(東京都庁第一本庁舎二十六階中央)

電話 ○三(五三二〇)四一五七

東京都町田通勤寮の運営事業者の公募について

東京都町田通勤寮を設置運営する事業者を選定するため、次のとおり事業者の公募を行う。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 公募の趣旨

現在、指定管理者により管理・運営を行っている東京

都町田通勤寮について、弾力的かつ効率的な施設運営を実現し、利用者サービスの向上を図ることを目的として、当該施設の貸付けを受け、自ら施設設置主体となって運営する民間の事業者を公募する。

二 運営施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条の自立訓練(宿泊型自立訓練)の事業を運営する施設とする。

三 所在地

東京都町田市南成瀬一丁目五番地三

四 施設規模

- (一) 定員 三十人
(二) 建物構造 鉄筋コンクリート造
(三) 延べ床面積 八百八十九・三〇平方メートル

五 応募者の資格

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に基づき設立された社会福祉法人で、同法に基づく第一種社会福祉事業の運営実績があり、自立訓練(宿泊型自立訓練)の事業運営に意欲を有し、事業の安定的運営を図る能力、資力等を有する者であること。

なお、改正前の社会福祉法に規定されていた旧知的障害者通勤寮の運営実績がある場合は、応募を認める。

ただし、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)別表に掲げる排除措置の対象者のうち一号から六号までに該当するものは応募資格を有しないものとする。

六 申込方法

東京都町田通勤寮運営事業者公募要項により、応募申

込書類及び計画書類を提出すること。

なお、同要項は、九の受付場所で配布する。

七 公募要項の配布期間

平成二十六年十月十六日(木曜日)から同月二十三日(木曜日)までの午前九時三十分から午後五時までのとする。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)で定める休日を除く。

八 受付期間

応募申込書類の受付は、平成二十六年十月十七日(金曜日)から同月二十三日(木曜日)までの午前九時三十分から午後五時までのとする。

また、計画書類の受付は、平成二十六年十一月二十五日(火曜日)から同月二十八日(金曜日)までの午前九時三十分から午後五時までのとする。

九 受付場所

東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課(東京都庁第一本庁舎二十六階中央)

電話 ○三(五三二〇)四一五七

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所(団体にあつては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年十月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名  
ロンシール四つ木ショッピングプラザ
- 二 店舗所在地  
葛飾区四つ木二丁目二十一番一号
- 三 設置者名  
ロンシール工業株式会社ほか一名
- 四 設置者住所  
墨田区緑四丁目十五番三号ほか
- 五 変更を行った設置者名  
ロンシール工業株式会社ほか一名
- 六 変更前の設置者の代表者名  
星 一也(ロンシール工業株式会社)ほか
- 七 変更後の設置者の代表者名  
門脇 進(ロンシール工業株式会社)ほか
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか十五名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか十七名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか二名
- 十一 変更前の小売業者の住所  
葛飾区四つ木一丁目一番三号(有限会社パティスリーコトブキ)
- 十二 変更後の小売業者の住所  
葛飾区東立石四丁目四十九番六号(有限会社パティスリーコトブキ)
- 十三 変更前の小売業者の代表者名  
亀井 淳(株式会社イトーヨーカ堂)ほか

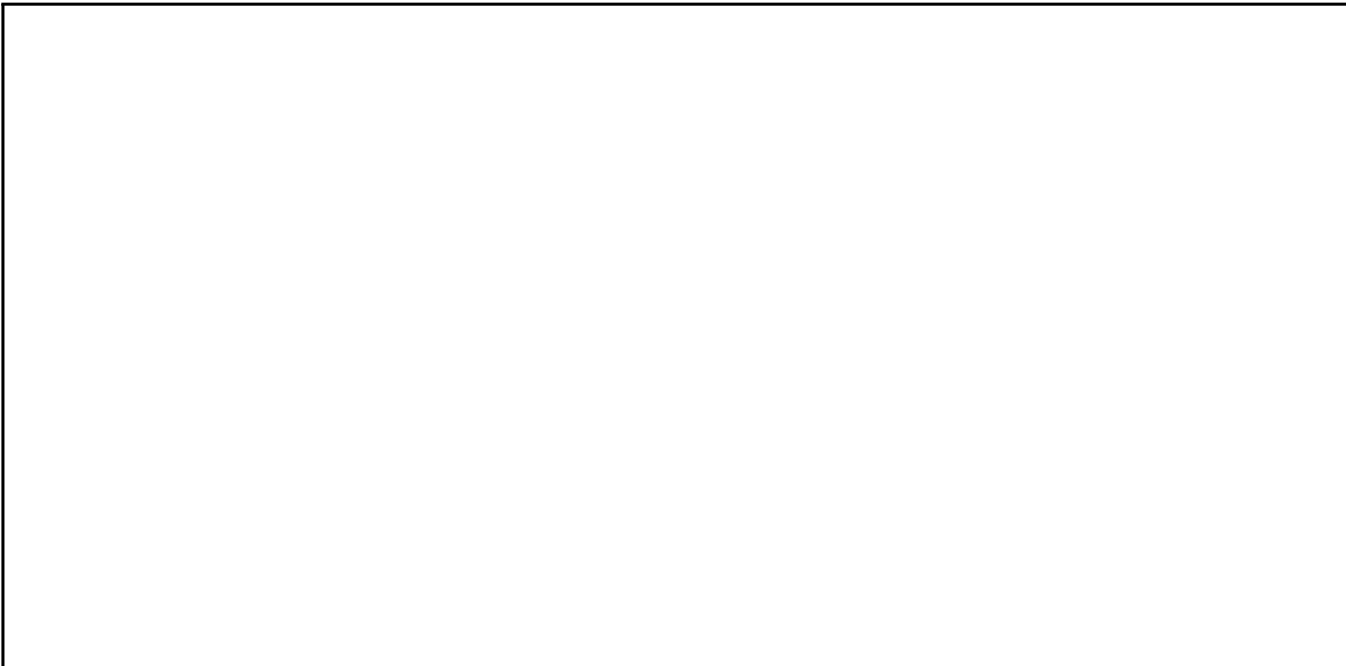
- 十四 変更後の小売業者の代表者名  
戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)ほか
- 十五 変更日  
平成二十六年五月十五日ほか
- 十六 届出日  
平成二十六年八月二十一日
- 十七 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間  
平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名  
株式会社イトーヨーカ堂高砂店
- 二 店舗所在地  
葛飾区高砂三丁目十二番五号
- 三 設置者名  
株式会社イトーヨーカ堂
- 四 設置者住所  
千代田区二番町八番地八
- 五 変更前の設置者の代表者名  
亀井 淳
- 六 変更後の設置者の代表者名  
戸井 和久
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか十名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか八名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか一名

- 十 変更前の小売業者の住所  
広島県東広島市西条町吉行字向一番六十号(株式会社大創産業)
- 十一 変更後の小売業者の住所  
広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号(株式会社大創産業)
- 十二 変更前の小売業者の代表者名  
亀井 淳(株式会社イトーヨーカ堂)
- 十三 変更後の小売業者の代表者名  
戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)
- 十四 変更日  
平成二十六年五月十五日ほか
- 十五 届出日  
平成二十六年八月二十一日
- 十六 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十七 縦覧期間  
平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十八 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名  
イーストコア曳舟商業館
- 二 店舗所在地  
墨田区京島一丁目二番一号ほか
- 三 設置者名  
株式会社イトーヨーカ堂ほか九名
- 四 設置者住所  
千代田区二番町八番地八ほか
- 五 変更を行った設置者名  
株式会社イトーヨーカ堂
- 六 変更前の設置者の代表者名  
亀井 淳
- 七 変更後の設置者の代表者名  
戸井 和久
- 八 変更前の小売業者  
株式会社イトーヨーカ堂ほか八名

<p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか二十名</p> <p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂</p> <p>十一 変更前の小売業者の代表者 亀井 淳</p> <p>十二 変更後の小売業者の代表者 戸井 和久</p> <p>十三 変更日 平成二十六年五月十五日</p> <p>十四 届出日 平成二十六年九月二日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 マルエツ浮間舟渡店</p> <p>二 店舗所在地 板橋区舟渡一丁目十一番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 大川 博士</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 出口 秀巳</p>
<p>七 変更日 平成二十六年六月二十五日</p> <p>八 届出日 平成二十六年九月十二日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 2k540</p> <p>二 店舗所在地 台東区上野五丁目二十七番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 大川 博士</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 出口 秀巳</p> <p>七 変更日 平成二十六年六月二十五日</p> <p>八 届出日 平成二十六年九月十二日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>一 店舗名 綾瀬駅高架下店舗</p> <p>二 店舗所在地 足立区綾瀬三丁目一番二号</p> <p>三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 大川 博士</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 出口 秀巳</p> <p>七 変更日 平成二十六年六月二十五日</p> <p>八 届出日 平成二十六年九月十二日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 ライフ北赤羽店</p> <p>二 店舗所在地 北区浮間三丁目二番九号</p> <p>三 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発</p> <p>四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号</p>

五	変更前の設置者の代表者名	大川 博士	十一	縦覧期間	平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
六	変更後の設置者の代表者名	出口 秀巳	十	縦覧期間	平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七	変更日	平成二十六年六月二十五日	九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
八	届出日	平成二十六年九月十二日	八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	七	変更日	平成二十六年六月二十五日
一	店舗名	小岩ステーションセンター	六	変更後の設置者の代表者名	出口 秀巳
二	店舗所在地	江戸川区南小岩七丁目二十四番十五号	五	変更前の設置者の代表者名	大川 博士
三	設置者名	株式会社ジェイアール東日本都市開発	四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号	三	設置者名	葛飾区亀有三丁目二十五番一号株式会社ジェイアール東日本都市開発
五	変更前の設置者の代表者名	大川 博士	二	店舗所在地	葛飾区亀有三丁目二十五番一号
六	変更後の設置者の代表者名	出口 秀巳	一	店舗名	亀有ショッピングセンター
七	変更日	平成二十六年六月二十五日	十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
八	届出日	平成二十六年九月十二日	十	縦覧期間	平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
一	店舗名	鎌田興産ビル	八	届出日	平成二十六年九月十二日
二	店舗所在地	渋谷区宇田川町三十二番十三号	七	変更日	平成二十六年六月二十五日
三	設置者名	三菱UFJ信託銀行株式会社	六	変更後の設置者の代表者名	出口 秀巳
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目四番五号	五	変更前の設置者の代表者名	大川 博士
五	変更前の設置者の代表者名	岡内 欣也	四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
六	変更後の設置者の代表者名	若林 辰雄	三	設置者名	葛飾区亀有三丁目二十五番一号株式会社ジェイアール東日本都市開発
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	ブックオフコーポレーション株式会社ほか一名	二	店舗所在地	葛飾区亀有三丁目二十五番一号
八	変更前の小売業者の代表者名	佐藤 弘志(ブックオフコーポレーション株式会社)ほか	一	店舗名	亀有ショッピングセンター
九	変更後の小売業者の代表者名	松下 展下(ブックオフコーポレーション株式会社)ほか	十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
十	変更日	平成二十四年四月一日ほか	十	縦覧期間	平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	届出日	平成二十六年九月十七日	九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	八	届出日	平成二十六年九月十二日
十三	縦覧期間	平成二十六年十月十六日から平成二十七年二月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	七	変更日	平成二十六年六月二十五日
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	六	変更後の設置者の代表者名	出口 秀巳
一	店舗名	河辺タウンビル	五	変更前の設置者の代表者名	大川 博士
二	店舗所在地	青梅市河辺町十丁目七番一ほか	四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
三	設置者名	公益財団法人東京都都市づくり公社	三	設置者名	葛飾区亀有三丁目二十五番一号株式会社ジェイアール東日本都市開発
四	設置者住所	八王子市子安町四丁目七番一号	二	店舗所在地	葛飾区亀有三丁目二十五番一号

<p>五 変更前の店舗名 （仮称）河辺タウンビル サザンスカイタワー八王子七階</p>	<p>六 変更後の店舗名 河辺タウンビル</p>	<p>七 変更前の設置者名 財団法人東京都新都市建設公社</p>	<p>八 変更後の設置者名 公益財団法人東京都都市づくり公 社</p>	<p>九 変更前の設置者住 所 八王子市高倉町四十九番地三</p>	<p>十 変更後の設置者住 所 八王子市安町四丁目七番一号 サザンスカイタワー八王子七階</p>	<p>十一 変更前の設置者 の代表者名 原山 陽一</p>	<p>十二 変更後の設置者 の代表者名 中村 正彦</p>	<p>十三 変更前の小売業 者の氏名又は名 称 株式会社東急ストア</p>	<p>十四 変更後の小売業 者の氏名又は名 称 株式会社東急ストアほか二十八名</p>	<p>十五 変更を行った小 売業者の氏名又 は名称 株式会社東急ストア</p>	<p>十六 変更前の小売業 者の代表者名 高橋 一郎</p>	<p>十七 変更後の小売業 者の代表者名 須田 清</p>	<p>十八 変更日 平成二十五年四月一日ほか</p>	<p>十九 届出日 平成二十六年九月二十五日</p>	<p>二十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課（新宿区西新宿二丁目八番 一号）</p>	<p>二十 縦覧期間 平成二十六年十月十六日から平成</p> <p>二十二年 縦覧時間 二十七年二月十六日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例（平成 元年東京都条例第十号）に定める 休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>
---	------------------------------	--------------------------------------	---	---	--	---------------------------------------	---------------------------------------	---	---	---	--	---------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--	---



発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号

郵便番号  
112-0002